

# 公益社団法人土浦法人会青年部会規約

- 第 1 条 本会は公益社団法人土浦法人会青年部会と称し、事務局を公益社団法人土浦法人会事務局内に置く。
- 第 2 条 本会は税務・労務・経理・経営等の自主的研究を行うと共に、会員相互の親睦をはかり、あわせて法人会の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。
1. 税務・労務・経理・経営等の研修会、研究会並びに懇談会等の開催
  2. 公益社団法人土浦法人会の行う各種事業への協力
  3. その他目的達成に必要な事業
- 第 4 条 本会は原則として公益社団法人土浦法人会に所属する会員企業の青年（50 歳以下の法人代表者、役員及び幹部等）をもって構成する。
- 第 5 条 本会の加入、退会は本人の意思による。
- 第 6 条 本会に次の役員を置く。
- |           |               |
|-----------|---------------|
| 幹 事       | 20 名以上、50 名以内 |
| （ 内 部 会 長 | 1 名           |
| 副部会長      | 若干名           |
| ）         |               |
| 会計監事      | 2 名           |
- 第 7 条 部会長及び監事は、役員会において選任し、総会において承認を得る。  
副部会長は各地区会部会長がこれにあたる。  
幹事は、各地区会の推薦により総会において承認を得る。
- 第 8 条 役員任期は 2 年とし、重任を妨げない。
- 第 9 条 役員職務は次のとおりとする。
- ・部会長は本会を代表し、この会の意見を総理すると共に、公益社団法人土浦法人会の常任理事会に出席し、この会の意見を法人会事務運営に反映する。
  - ・副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
  - ・幹事は本会の業務を執行する。
  - ・会計監事は本会の会計を監査する。
- 第 10 条 本会に顧問、相談役、参与を置くことができる。
- 第 11 条 本会の会議は総会及び役員会とし、部会長がこれを召集し議長となる。
- 第 12 条 総会は毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 第 13 条 総会は本規約に定めあるもののほか、次の事項を決議する。
- (1) 事業報告並びに事業計画
  - (2) 収支決算及び収支予算
  - (3) その他必要な事項
- 第 14 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 15 条 本会の運営経費は別に定める会費及び法人会よりの補助金をもって充当し、必要と認められる場合は臨時会費を徴収することができる。

第16条 本規約記載以外の事項については、公益社団法人土浦法人会定款を準用できるものとする。

第17条 この規約の変更は総会の決議を経るものとする。

附 則 1. 本規約は昭和60年11月11日から施行する。  
2. 昭和60年度に関しては役員任期を次の通常総会までとする。

[規約の改正]

- ・平成1年9月12日 定年年齢の引き上げ（45歳以下→50歳以下）
- ・平成9年5月27日 本会名称及び役職名の変更  
（青年部 → 青年部会、部長・副部長 → 部会長・副部会長）
- ・平成10年5月27日 所在地変更  
第1条 本会は社団法人土浦法人会青年部会と称し、事務所を土浦市中央2-2-16商工会館1階社団法人土浦法人会事務局内に置く。  
↓  
第1条 本会は社団法人土浦法人会青年部会と称し、事務局を社団法人土浦法人会事務局内に置く。
- ・平成21年5月19日 役員の変任の変更  
第7条 幹事及び会計監事は総会において部会員の内からこれを選任し、部会長及び副部会長は幹事の互選により選出する。  
↓  
第7条 部会長及び監事は、役員会において選任し、総会において承認を得る。副部会長は各地区会部会長がこれにあたる。幹事は、各地区会の推薦により総会において承認を得る。
- ・平成25年5月16日 組織名称の変更  
第1条 本会は社団法人土浦法人会青年部会と称し、事務局を社団法人土浦法人会事務局内に置く。  
↓  
本会は公益社団法人土浦法人会青年部会と称し、事務局を公益社団法人土浦法人会事務局内に置く。